

注 記（法人単位）

[重要な会計方針]

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準を適用しております。

1. 運営費交付金収益の計上基準

業務のための支出額を限度として収益化する方法（費用進行基準）を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な固定資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50年
構築物	10～45年
機械及び装置	2～5年
車両運搬具	6年
工具器具備品	2～8年

なお、耐用年数については、法人税法に規程する方法と同一の基準によっております。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86条）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上方法

退職一時金については運営費交付金により財源措置がなされているため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の自己都合要支給額から前期末の自己都合要支給額を控除した額から、業務費用として計上されている退職給与の額を控除して計算しております。

5. 行政サービス実施コスト計算書による機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成16年3月末利回りを参考に1.435%で計算しております。

6. リース取引の処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

[重要な会計方針の変更]

引当外退職給付増加見積額の処理

従来は、引当外退職給付増加見積額については、自己都合退職金要支給額の当期増加額を計上しておりましたが、当期より事業年度末に在職する役職員について、当期末の自己都合要支給額から前期末の自己都合要支給額を控除した額から、業務費用として計上されている退職給与の額を控除して計算しております。この変更は、独立行政法人会計基準が改訂されたためであります。

この結果、前期と同一の基準に比べて引当外退職給付増加見積額及び行政サービス実施コストが、19,685,289円減少しております。

[貸借対照表関係]

運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額

581,007,381円

[キャッシュ・フロー計算書関係]

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別内訳

現金及び預金勘定 863,978,564円

2. 重要な非資金取引

重要な非資金取引はございません。

[重要な債務負担行為]

重要な債務負担行為はございません。

[後発事象]

重要な後発事象は発生しておりません。

[セグメント情報]

セグメント情報はございません。

[区分経理]

独立行政法人産業医学総合研究所法第十一条に基づき労働福祉事業として行われるものに係る経理（労働福祉事業勘定）とその他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分しております。

区分経理 （独立行政法人産業医学総合研究所法第十一条）

研究所は、前条に規定する業務のうち労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十三条第一項の労働福祉事業として行われるものに係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。